

2. ビザを使っての入国手続

- ビザ申請時の目的で入国する場合、赴任前であってもビザを使って入国します。
- ビザは入国許可証ですが、最終的な判断は入国審査官が行います。有効なビザを保有していても、入国が拒否されることがあります。
- 観光旅行など、ビザ申請時の目的と明らかに異なる場合は、ビザを使用せずに入国します。(ESTAの認証手続が必要です。)入国審査官に対しその旨を説明します。
- 2013年4月30日より航空機または船舶を利用した場合、I-94(入国カード)の自動化に伴い、入国カードの記入、提出、返却が不要となります。入国後に滞在期限を必ず確認し、印刷をして保管することをお勧めします。期限を超えて米国に滞在するとオーバーステイになりますのでご注意ください。 The U.S. Customs and Boarder Protection (CBP)のウェブサイト(<https://i94.cbp.dhs.gov/I94>)にアクセスすることで出入国記録の確認できます。陸路で入国する場合は従来通り出入国記録カードの記入、提出、出国時に返却が必要となりますのでご注意ください。
 - (1) 入国審査官にパスポートとI-797を提出します。(ご家族だけで入国される場合はI-797のコピーを提示します。)
 - (2) 入国審査官から質問があります。入国目的などを英語でご説明されるのにご不安のある場合は、サポートレター(署名のないものでも可)を提示することをお勧めします。
 - (3) 電子的な指紋採取とデジタルカメラによる写真撮影が行われます。
 - (4) パスポートに入国スタンプが押され、戻されます。必ず入国資格(ビザ資格)と滞在期限を確認し、間違っている場合はその場で訂正を受けてください。Lビザは通常I-797の有効期限まで滞在許可が与えられます。

3. 再入国

- 再入国は「2. ビザを使っての入国手続」の要領で行います。ご家族も含めI-797の提示が求められます。必要に応じてサポートレターもご準備ください。
- 再入国時に与えられる滞在期限も、通常ビザの有効期限と同じです。(移民局で滞在許可を延長した場合など、ビザの有効期限よりも長い場合もあります。)

4. 米国滞在中の注意

- ビザの期限は入国が許可される期限であり、合法的に滞在が認められる期限とは異なります。入国審査官のミスなどによっては、ビザが有効でも滞在期限が切れるということもあります。逆にビザが無効でも滞在期限内であれば合法的に滞在することができます。アメリカ国内では滞在期限に、アメリカ国外ではビザの有効期限にお気をつけください。期限を超えて米国に滞在するとオーバーステイになりますのでご注意ください。
- I-797に記載されている就労開始日より前に就労を開始することはできず、それまでの滞在日数はLビザのステータスでの滞在日数にカウントされません。
- 帯同家族は主たる申請者が帰任/帰国する時点で、たとえ帯同家族のI-94の期限がまだ十分残っていたとしても家族だけがそのまま米国に滞在すべきでないと考えま

す。

5. 滞在許可の延長

- 移民局での延長 (Extension of Stay)
- 移民局での延長は、滞在期限満了の 6 ヶ月前から申請が可能です。許可されると、通常新しい 2 年間の滞在が許可されます。滞在許可証 (I-94) はその際発行される I-797 に添付されます。
- L-1A での延長は 2 回で 3 年+2 年+2 年の最長 7 年間、L-1B での延長は 1 回で、3 年+2 年の最長 5 年間の滞在が可能です。(新しい会社の場合はそれぞれ、1 年+2 年+2 年+2 年、1 年+2 年+2 年。)この期間は実際アメリカに滞在していた期間でカウントされるため、最初の入国時から 5 年以上、7 年以上になることもあります。

6. ビザの更新

- L ビザの更新は、カナダ、メキシコ、日本など、アメリカ国外のアメリカ大使館、領事館で行います。
- ビザの有効期限の 6 か月前からビザの更新手続きが可能です。

7. ビザ申請時の目的が終了した場合

- ビザ申請時の目的が終了した場合は、たとえビザの有効期限が残っていても、そのビザを使って別の就労目的での米国入国はビザの濫用となりますのでご注意ください。

なにかご不明な点がございましたら、どうぞご遠慮なくお問い合わせください。

株式会社グリーンフィールド・オーバースーズ・アシスタンス

電話:03-6230-4331 e-mail:greenfield@green-f.biz